



第52期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

開催情報

日時: 2023年5月18日(木曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都中央区日本橋一丁目3番13号

東京建物日本橋ビル2階

コングレスクエア日本橋

コンベンションホールA・B

会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



株式会社ジフット

証券コード: 2686

証券コード 2686
2023年5月2日
(電子提供措置の開始日2023年4月26日)

株主の皆さまへ

東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ジーフット
代表取締役 木 下 尚 久

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g-foot.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2686/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名(会社名)「ジーフット」又は証券コード「2686」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月17日(水曜日)午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月18日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル2階
コングレスクエア日本橋 コンベンションホールA・B
(会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第52期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

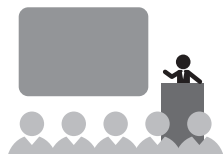
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年5月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

当日のマスク着用などの感染対策につきましては、政府方針等を踏まえて株主さまにてご判断いただけますようお願い申し上げます。当日、発熱や咳があるもしくは体調不良と見受けられる株主さまには入場をお断りする場合があります。また、株主総会会場において、感染防止措置等を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	12
連結計算書類	
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
連結株主資本等変動計算書	39
計算書類	
貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本等変動計算書	42
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	43
計算書類に係る会計監査報告	46
監査役会の監査報告	49

本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.g-foot.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当（※1）	第52期の取締役会 への出席状況
1	木下尚久	代表取締役 兼 社長執行役員 再任	19回開催のうち 19回出席
2	井上紀一	取締役 兼 常務執行役員 経営管理担当 再任	13回開催のうち 13回出席（※2）
3	三浦隆司	新任	—
4	柴田昭久	取締役 再任 社外 独立	19回開催のうち 19回出席
5	荒川正子	取締役 再任 社外 独立	19回開催のうち 19回出席

※1. 取締役候補者の地位及び担当は、招集ご通知発送時のものです。

※2. 井上紀一氏の出席状況は、2022年5月19日の取締役就任以降の出席状況です。

社外

…社外取締役候補者

独立

…東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届出予定の独立役員候補者

きのした なおひさ
1 木下 尚久

再任

生年月日	1961年10月9日	所有する当社の株式数	5,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1983年4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2007年9月 イオンリテール株式会社メンズ商品部長 2008年9月 同社イオン広島府中店長 2009年9月 同社インナー商品部長 2012年9月 同社新事業開発プロジェクトリーダー 2015年2月 同社F T事業部長 2019年3月 同社専門事業本部 2019年4月 当社顧問 2019年5月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長 兼社長執行役員 2022年10月 当社代表取締役 兼社長執行役員 兼商品・マーケティング担当（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>木下尚久氏は、イオングループにおいて商品、新規事業開発、専門事業の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2019年より、当社代表取締役社長として当社グループを牽引し、様々な経営課題に対し着実に取り組んできていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>木下尚久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

いのうえ のりかず
2 井上 紀一

再任

生年月日	1965年10月25日	所有する当社の株式数	400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1989年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 1995年3月 同社人材開発部 2001年3月 同社財務部 2006年6月 同社関連企業部 2008年11月 株式会社ツルヤ靴店（現 当社）社外監査役（2013年5月辞任） 2010年4月 イオン株式会社関連企業部マネジャー 2013年3月 株式会社C F S コーポレーション総合企画室長 2015年12月 ウエルシアホールディングス株式会社海外事業部長 2018年3月 イオン株式会社財務・経営管理担当付 2019年3月 同社関連企業部長 2021年5月 当社監査役（同年12月辞任） 2022年4月 当社常務執行役員経営管理担当 2022年5月 当社取締役 兼常務執行役員経営管理担当 2023年4月 当社取締役 兼常務執行役員経営管理担当 兼経営企画本部長 兼未来創造DX本部長（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>井上紀一氏は、イオングループにおいて人事、財務、経営管理の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2022年より、当社取締役の職務に従事し、経営上有用な発言を行ってきていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>井上紀一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

3 みうら たかし 三浦 隆司

新任

生年月日	1962年9月29日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 1996年3月 タルボットジャパン株式会社商品部長 2003年5月 同社専務取締役営業本部長 2006年3月 広東ジャスコ社長 2012年3月 イオンリテール株式会社取締役 兼専務執行役員GMS改革・専門店化推進担当 2013年3月 同社取締役 兼常務執行役員衣料商品企画本部長 2013年5月 当社取締役（2017年5月退任） 2017年3月 イオンリテール株式会社執行役員商品企画本部長 2018年3月 トップバリュコレクション株式会社専務取締役 2019年3月 同社代表取締役社長 2023年3月 イオン株式会社専門店担当責任者（現任）		
取締役候補者の選任理由	三浦隆司氏は、イオングループにおいて商品企画、専門店事業の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。		
特別の利害関係	三浦隆司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

しばた あきひさ
4 柴田 昭久

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数
 (本定時株主総会終結時) 8年

生年月日	1976年6月11日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同（現 弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任） 2012年4月 当社社外監査役 2015年5月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	柴田昭久氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と実績並びに企業法務、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2015年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から経営上有用な発言を行ってきていること等を踏まえ、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、法務に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びにさらなる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。		
特別の利害関係	柴田昭久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 柴田昭久氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は柴田昭久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

あらかわ まさこ
5 荒川 正子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数
(本定時株主総会終結時) 6年

生年月日	1971年1月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1993年4月 株式会社社長銀総合研究所(現 株式会社価値総合研究所) 入社</p> <p>2000年2月 不動産鑑定士登録</p> <p>2006年3月 ドイツ銀行東京支店不動産ファイナンス部ヴァイスプレジデント</p> <p>2010年7月 シービー・リチャードエリス株式会社(現 シービーアールイー株式会社) エグゼクティブディレクター</p> <p>2012年10月 株式会社エーエムシーアドバイザーズ代表取締役(現任)</p> <p>2013年1月 街アセットマネジメント株式会社代表取締役</p> <p>2017年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 リコーリース株式会社社外取締役(現任)</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	<p>荒川正子氏は、金融・不動産の専門家として、国内外の投融資、ビジネスデベロップメント等に関する豊富な経験と実績、並びに一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会理事活動によりコーポレート・ガバナンス等に関しても豊富な見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2017年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から経営上有用な発言を行ってきていること等を踏まえ、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、経営全般に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びにさらなる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。</p>		
特別の利害関係	<p>荒川正子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 荒川正子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は荒川正子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(注) 役員等賠償責任保険契約について

当社は当社の取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた傷害などは補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそなわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性に関する基準を、以下に定める要件を満たした者と定義する。

1. 現在及び過去10年間、当社または当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に該当しないこと
 - (ア) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）、またはその業務執行者
 - (イ) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - (ウ) 当社の主要な借入先（総資産の2%以上の金額の借入先）の業務執行者
 - (エ) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（当社または当社子会社との取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
 - (オ) 当社の主要な取引先である者（その者との取引が、当社の年間売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
 - (カ) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社または当社子会社より役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者
 - (キ) 非営利団体に対する当社または当社子会社からの寄付金が1,000万円以上で、かつ当該団体の総収入の2%以上の団体の業務執行者
 - (ク) 上記1. 及び(ア)～(キ)の配偶者または2親等以内の親族

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって辞任されます監査役 馬場俊彰氏の後任として監査役1名の選任をお願いするものであります。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

いし たく
石津 卓

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1970年9月15日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年4月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2007年1月 西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー 2013年3月 丸の内国際法律事務所参画 パートナー（現任）		
社外監査役候補者の選任理由	石津卓氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と実績並びに一般企業法務、M&A、企業のコンプライアンスの分野や、上場規則に基づく情報開示規制等に関しても豊富な見識を有しております。同氏の豊富な見識と経験に基づく経営全般に対する助言等により、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し社外監査役候補といたしました。		
特別の利害関係	石津卓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、監査役候補者 石津卓氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は石津卓氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(注) 役員等賠償責任保険契約について

当社は当社の監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた傷害などは補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそなわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年3月1日～2023年2月28日)における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動制限の緩和により、観光目的での入国制限緩和や全国旅行支援等、観光支援策による経済活動の持ち直しが見られる一方、急激な円安影響による原材料費や物流費の高騰を受け、食品・サービスを始め幅広い分野に広がる値上げ等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく、当連結会計年度より4カ年(2023年2月期～2026年2月期)の事業再生に取り組んでおります。

初年度となる当連結会計年度においては、経営基盤の再構築を方針に掲げ、不採算事業・不採算店舗の整理による足元の止血と、現状の厳しい環境下でも利益をあげている店舗の改装による、アスビーブランド統一で、経営資源の集中を図り、確実な事業収益力の回復に向けた取り組みを進めてまいりました。不採算事業・不採算店舗の整理では、今後利益が見込めないと判断した72店舗を退店、新規出店及び店舗改装においては、アスビー天王町店(神奈川県)等、3店舗の新規出店と、アスビー市川妙典店(千葉県)、アスビー板橋店(東京都)、アスビー茨木店(大阪府)等、32店舗の改装を実施いたしました。アスビーブランド統一については、地域のお客さま情報に基づいた品揃えや接客販売重視のオペレーション等により、改装前に対し好調な実績で推移しており、今後はこの成果をさらに確実にかつ迅速に推進すべく、取り組みの加速化を図ってまいります。尚、これらの取り組みにより当連結会計年度末における当社グループの店舗数は711店舗となりました。(ジーフット単体では704店舗)

一方、既存店舗については、新型コロナ感染症拡大防止に伴う行動制限緩和による客数の回復と、店舗特性に応じて細分化させた品揃えによる売上拡大を計画いたしました。しかしながら、新型コロナ第7波の影響等により客数が当初想定から大きく乖離、売上高減少による荒利高の減少を招く結果となりました。販売費及び一般管理費を、営業継続店舗の賃料減額や間接部門のコスト削減の取り組み等により、前期実績より23億92百万円削減いたしました。が、荒利高の減少を補うまでには至りませんでした。このような状況を踏まえ、当社は、前

期に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、2022年10月5日、当社よりイオン株式会社(以下、「イオン」という)に対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオンと協議・交渉の結果、イオンより資金借入れを行うこととなりました。(詳細は、2023年2月17日付「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」をご参照下さい)

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は656億95百万円、営業損失は48億04百万円(前期は営業損失66億48百万円)、経常損失は50億04百万円(前期は経常損失68億2百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は55億23百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失71億42百万円)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴い、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において、売上高については増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

② 商品別の売上状況

商品別の売上状況につきましては次のとおりであります。

商 品 別	当連結会計年度（百万円） 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	構 成 比（%）
婦 人 靴	12,327	18.8
紳 士 靴	7,594	11.5
ス ポ ー ツ 靴	24,951	38.0
子 供 靴	15,042	22.9
そ の 他	5,779	8.8
合 計	65,695	100.0

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1億35百万円であり、主に新規出店への投資及び店舗改装によるものであります。

④ 資金調達の状況

当社は、前事業年度に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、2022年10月5日、当社よりイオンに対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオンと協議・交渉の結果、イオンより50億円の資金借入れを行いました。

(2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第 50 期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	第 51 期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	第52期(当連結会計年度) 2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高(百万円)	89,089	65,849	66,266	65,695
経常損失(△)(百万円)	△1,994	△12,218	△6,802	△5,004
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,453	△12,716	△7,142	△5,523
1株当たり当期純損失(△)(円)	△104.68	△298.90	△167.87	△129.81
総資産(百万円)	53,194	44,006	43,318	40,250
純資産(百万円)	17,707	4,393	2,281	△3,152
1株当たり純資産(円)	415.85	102.93	△64.25	△191.67

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第51期及び第52期の1株当たり純資産額は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第 50 期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	第 51 期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	第52期(当事業年度) 2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高(百万円)	87,127	64,872	65,292	64,679
経常損失(△)(百万円)	△1,994	△12,089	△6,761	△4,985
当期純損失(△)(百万円)	△4,543	△12,653	△7,150	△5,439
1株当たり当期純損失(△)(円)	△106.80	△297.43	△168.07	△127.85
総資産(百万円)	52,628	43,535	43,079	39,929
純資産(百万円)	17,897	4,448	2,298	△3,140
1株当たり純資産(円)	420.30	104.22	△63.84	△191.39

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第51期及び第52期の1株当たり純資産額は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるイオンは、当社普通株式を26,350,620株及びA種種類株式50株(議決権比率61.91%)保有しており、イオングループ全体で当社普通株式を28,461,620株及びA種種類株式50株(議決権比率66.87%)保有しております。当社の取締役6名の内、1名は当社の親会社の子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼務しております。また、当社の監査役4名の内、1名は当社の親会社の子会社であるリフォームスタジオ株式会社の社外監査役を兼務しております。他の1名はイオンの従業員を兼務しておりますが、当該企業とは連携を密にしながらも自主独立した経営判断が行える状況にあると考えております。

イオンの子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社等とは店舗の賃借取引を行っております。また、イオンの子会社であるイオンスポーツ商品調達株式会社とは商品の仕入等の取引を行っております。なお、親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、2023年2月17日開催の取締役会において、親会社であるイオンとの間で資金の借入を行うことを決議いたしました。

この取引を行うにあたっては、利益相反の疑いを回避する観点から上記取締役会での審議及び決議にイオン子会社の執行役員である取締役は参加いたしませんでした。この取引の借入利率は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。また、この取引の必要性及び妥当性について支配株主と利害関係のない社外取締役へ意見を取得し、当社及び少数株主の利益を害さないよう留意いたしました。

上記のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反の疑いを回避する措置をとっていることから、この取引の内容及び条件は公正かつ適切なものであり、当社の利益を害しないと判断いたしました。

③ 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プレステージシューズ	100.0%	靴専門店

(4) 対処すべき課題

当社グループは、オミクロン変異株の感染拡大に伴い、2022年3月21日まで延長となったまん延防止等重点措置や、その後の新型コロナ第7波の影響等による感染が爆発的に全国に拡大したことから来店客数が大幅に落ち込み、厳しい販売状況が続いた結果、当第2四半期連結累計期間において営業損失を計上し、2022年10月5日に2023年2月期連結業績予想の修正を公表しております。

第3四半期以降、お客さまは戻りつつあるものの、新型コロナウイルスの収束については一定の期間を要するものと考えられることから、2024年2月期におきましても、厳しい経営環境が続く見込みであります。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、当社グループは、当該状況を解消すべく、2024年2月期重点取り組みを確実に実施することで業績回復に努めるとともに、資金調達面においても、当連結会計期間末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、取引金融機関による短期借入枠の確保に加えて、当社より親会社であるイオンに対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオンとの間で協議・交渉の結果、イオンより資金借入を行っており、当面の事業活動の継続性に懸念はないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、2024年2月期重点取り組みは、以下のとおりであります。

1. 2024年2月期の位置づけ

「成長戦略に向けた基礎固め」

2024年2月期は、前期に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、より加速度を上げて業績改善を図るため、「事業再生計画」を具体的でかつ実効性の高い「事業再生実行計画」に落とし込み、着実に成果を上げる

2. 2024年2月期重点取り組み

(1) MD構造改革

- ①業態(店舗屋号)起点だった品揃えを、お客さま・売場起点の統一品揃えに変える
- ②履き心地、デザイン、機能・品質、プライスにこだわったPB商品の開発・展開
- ③商品在庫適正化によるサイズ欠品の撲滅(販売機会ロス減少、建値消化率改善)
- ④商品・サービスの良さを伝える情報発信(デジタルを活用した、来店を促す情報発信)

(2) 事業構造改革

アスピーブランド統一の展開本格化、お客さまに信頼される地域1番店を作る

(3) 組織・コスト構造改革

① 現場起点の組織体制構築(店舗がより販売に専念できる体制作り)

② 本社・店舗のデジタルシフト(本社・店舗定型業務の自動化・電子化による効率改善)

(4) EC事業の成長と拡大

オムニチャネル化の推進(ECと店舗を繋げ、お客さま利便性向上、新規顧客獲得)

以上の施策により、キャッシュフロー経営の徹底と生産性の向上を図り、業績回復に向け事業構造改革を推進いたします。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

① 靴の販売並びに製造修理

② インポート雑貨の販売

(6) 主要な営業所及び店舗 (2023年2月28日現在)

当社グループの主要な営業所

本社 東京都中央区新川一丁目23番5号

店舗 711店舗

北海道地区 57店舗

東北地区 89店舗

関東地区 187店舗

中部地区 148店舗

近畿地区 115店舗

中国地区 26店舗

四国地区 18店舗

九州地区 71店舗

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比 増減
合計	986名	△123名

(注)従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト(期中平均臨時雇用人員3,185名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	606名	△74名	42.7歳	15.7年
女性	336	△47	35.1	11.3
合計又は平均	942	△121	40.2	14.3

(注)従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト(期中平均臨時雇用人員3,183名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入金額
イオン株式会社	5,000百万円
株式会社みずほ銀行	3,175
株式会社三井住友銀行	3,025

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、オミクロン変異株の感染拡大に伴い、2022年3月21日まで延長となったまん延防止等重点措置や、その後の新型コロナ第7波の影響等による感染が爆発的に全国に拡大したことから来店客数が大幅に落ち込み、厳しい販売状況が続いた結果、当第2四半期連結累計期間において営業損失を計上し、2022年10月5日に2023年2月期連結業績予想の修正を公表しております。

第3四半期以降、お客さまは戻りつつあるものの、新型コロナウイルスの収束については一定の期間を要するものと考えられることから、2024年2月期におきましても、厳しい経営環境が続く見込みであります。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、「(4) 対処すべき課題」に記載した2024年2月期重点取り組み事項を確実に実施することで業績回復に努めるとともに、資金調達面においても、当連結会計期間末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、取引金融機関による短期借入枠が十分に確保されております。

また、当社は、前事業年度に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、2022年10月5日、当社よりイオンに対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオンと協議・交渉の結果、2023年2月17日開催の取締役会において、イオンとの間で資金の借入を行うことを決議し、イオンより資金借入を行っており、当面の事業活動の継続性に懸念はないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 株式の状況（2023年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	144,000,000株
A種種類株式	50株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	42,572,700株	(自己株式12,286株を含む)
A種種類株式	50株	

(3) 当事業年度末の株主数

普通株式	30,907名
A種種類株式	1名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	所 有 株 式 数			持 株 比 率
	普通株式	A種種類株式	合計株式	
イオン株式会社	26,350,620株	50株	26,350,670株	61.91%
有限会社高田	900,000	—	900,000	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	699,400	—	699,400	1.64
イオンフィナンシャルサービス株式会社	670,000	—	670,000	1.57
イオンモール株式会社	520,000	—	520,000	1.22
ジーフット社員持株会	489,960	—	489,960	1.15
マックスバリュ西日本株式会社	375,000	—	375,000	0.88
株式会社コックス	336,000	—	336,000	0.78
株式会社みずほ銀行	300,000	—	300,000	0.70
株式会社三菱UFJ銀行	288,000	—	288,000	0.67

(注) 持株比率は発行済株式（普通株式及びA種種類株式）の総数から自己株式（12,286株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年2月28日現在）

名称 (発行回)	行使期間	保有者	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2016年5月1日)	2016年6月1日～ 2031年5月31日	取締役 2名	55個	普通株式 5,500株	1株当たり 636円	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2017年5月1日)	2017年6月1日～ 2032年5月31日	取締役 2名	27個	普通株式 2,700株	1株当たり 622円	1株当たり 1円

(注) 上記新株予約権は、社外取締役及び非常勤取締役には割り当てておりません。

新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使できるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	木 下 尚 久	商品・マーケティング担当
取締役 常務執行役員	井 上 紀 一	経営管理担当 兼 経営企画本部長
取締役 常務執行役員	青 山 和 弘	営業・EC担当 兼 EC事業本部長
取締役	湊 博 昭	イオンリテール株式会社執行役員衣料本部長
取締役	柴 田 昭 久	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
取締役	荒 川 正 子	株式会社エーエムシーアドバイザーズ代表取締役 リコーリース株式会社社外取締役
常勤監査役	笠 島 和 滋	リフォームスタジオ株式会社社外監査役
監査役	下 山 宏	下山宏税理士事務所税理士
監査役	越 山 滋 雄	東洋合成工業株式会社社外監査役
監査役	馬 場 俊 彰	イオン株式会社サービス・専門店担当付

- (注) 1. 取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏の2名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 笠島和滋氏、監査役 下山宏氏及び越山滋雄氏の3名は、社外監査役であります。
3. 監査役 下山宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏、監査役 下山宏氏及び越山滋雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2022年5月19日開催の第51期定時株主総会において、新たに井上紀一氏は取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 退任
2022年5月19日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役 村上竹司氏、取締役 酒井慶美氏、小松史明氏、藤原信幸氏は、任期満了により、常勤監査役 布施弘二氏は辞任により退任いたしました。

(3) 地位及び担当の異動

2022年4月8日付で、木下尚久氏は代表取締役社長兼総合企画担当から代表取締役社長兼社長執行役員に、青山和弘氏は取締役商品・デジタル担当から取締役兼常務執行役員営業・商品担当に、酒井慶美氏は取締役営業担当から取締役に、小松史明氏は取締役管理担当から取締役となりました。

2022年9月16日付で、青山和弘氏は取締役兼常務執行役員営業・商品担当から取締役兼常務執行役員営業・商品担当兼E C事業本部長となりました。

2022年10月21日付で、木下尚久氏は代表取締役兼社長執行役員から代表取締役兼社長執行役員兼商品・マーケティング担当に、井上紀一氏は取締役兼常務執行役員経営管理担当から取締役兼常務執行役員経営管理担当兼経営企画本部長に、青山和弘氏は取締役兼常務執行役員営業・商品担当兼E C事業本部長から取締役兼常務執行役員営業・E C担当兼E C事業本部長となりました。

6. 当社は当社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそなわれないように措置を講じております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。当該方針の内容の概要は、取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬の内容に関する決定の全部を毎年5月開催の取締役会にて代表取締役に委任することが決議され、株式報酬型ストックオプションについては、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。監査役個々の報酬についても毎年5月の監査役会の協議にて決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとします。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下のとおり基本報酬と業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成しております。また、業務執行取締役以外の報酬は、以下の基本報酬のみとしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

以下の会社業績連動報酬及び個人別業績連動報酬で構成しております。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させます。なお、業績連動報酬は、毎年、一定の時期に支給しております。

A) 会社業績連動報酬

役位別基準金額に対して、会社業績の達成率に基づき算出し、業績を総合的に勘案して決定しております。

B) 個人別業績連動報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定しております。

ニ. 非金銭報酬等に関する方針

A) 当社は、株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

B) 新株予約権の目的となる付与個数については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において、役位別基準金額に対して、一定期間の平均株価と当該年度の業績に基づき決定しております。

C) 新株予約権は、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。

ホ. 業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションに係る指標の内容

業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減及びその内容等を考慮しております。

業績連動報酬に係る指標は、平常の事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結経常利益を主な指標として選択しております。

へ. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）の報酬総額に占める割合の目安は、（業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションが基準金額の100%が支給された場合）55～65%程度を基本報酬、23～26%程度を業績連動報酬、10～20%程度を株式報酬型ストックオプション報酬としております。

また、上位役位ほど業績連動報酬の割合を高めることとしております。

ト. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役個別の報酬の決定については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役木下尚久が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、決定しております。その権限の内容は取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬に関する決定の全部であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	54 (9)	51 (9)	3 (-)	- (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	75 (29)	71 (29)	3 (-)	- (-)	12 (6)

- (注) 1. 2015年5月21日開催の第44期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額
 取締役 年額 360百万円 (会社法第361条第1項に基づく報酬)
 ただし、金銭による報酬額として年額300百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額60百万円
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名 (うち社外取締役3名) であります。
2. 2008年4月15日開催の第37期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額
 監査役 年額 60百万円 (会社法第387条第1項に基づく報酬)
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名 (うち社外監査役3名) であります。
3. 上記には当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
4. 無支給者 (取締役2名及び監査役1名) については、対象となる役員の員数に含めておりません。
5. 業績連動報酬額算定に当たり勘案した業績指標に関する実績は、「1. 企業集団の現況(2)直近3事業年度の財産及び損益の状況① 企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 柴田昭久氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社と同法人との間には特別な利害関係はありません。

取締役 荒川正子氏は、株式会社エーエムシーアドバイザーズの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。また、リコーリース株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

常勤監査役 笠島和滋氏は、当社常勤監査役就任前にイオン北海道株式会社取締役兼常務執行役員商品本部長でありました。同社は当社の親会社であるイオンの子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。また、リフォームスタジオ株式会社の社外監査役であります。同社は当社の親会社であるイオンの子会社であり、同社から出向者1名を受け入れている以外に当社と同社との間には特別な取引はありません。

監査役 下山宏氏は、下山宏税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

監査役 越山滋雄氏は、東洋合成工業株式会社社外監査役であります。当社と同社との間には特別な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴田 昭久	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席いたしました。取締役会では、弁護士として豊富な経験と実績並びに企業法務、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、コーポレート・ガバナンス、法務に対して、数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	荒川 正子	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席いたしました。取締役会では、不動産ビジネスに関する豊富な経験と実績、並びにコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、ガバナンス、経営全般に対して数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、取締役会の議論の活性化等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役	笠島 和滋	2022年5月19日就任以降に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会の議長として、監査役会の事前準備、議事運営を行い、各監査役に対して、監査状況の報告や意見表明を行っております。
監査役	下山 宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会16回のうち15回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のうち4回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	越 山 滋 雄	当事業年度に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、社外取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏、社外監査役 下山宏氏及び越山滋雄氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 47百万円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人からの説明や執行側からの情報収集を通して、前期の監査計画時間と監査実績時間の比較、当事業年度の会計監査計画における監査項目、監査時間、配員計画及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、監査役会として上記報酬額を相当と判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、独立性・専門性その他の監査業務の遂行に関する事項から構成される「会計監査人の選定基準」を策定し、この基準に従い、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動をとるため「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役を選任しております。加えて、取締役又は監査役が取締役の法令及び定款の違反行為を発見した場合、ただちに監査役または取締役会に報告することとします。使用人が取締役の法令及び定款の違反行為を発見した場合、「イオン行動規範110番」の「役員に関与する不正行為を通報する専用窓口」（弁護士事務所通報窓口）に報告できる体制を整備しています。また、取締役会規定等において、法令、社内規定等の誠実な履行を取締役に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でコンプライアンス意識を高めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき適切に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じてそれらの文書を閲覧できるものとしております。また、それらの記録の管理については「文書管理規程」に定められた主幹部門が社外漏洩を防止します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会、監査役会及び内部監査室との連携のもと、リスク情報を共有するため経営管理担当役員を委員長とし「リスク委員会」を設置し、リスク発生時の対応の早期化を図っております。

「リスク委員会」の管理下に3つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「倫理小委員会」は懲戒に関する事例の検証及び対策等を行い、「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及びコンプライアンスの啓蒙を行い、「クライシス小委員会」は災害対策及び事業継続計画等を策定しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行の効率を確保するため、組織規定及び職務責任権限規定を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にしております。
また、当社では、業務執行の責任分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。更に当社は複数の社外取締役を取締役に含め、経営陣の提案を多角的に検討し、取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに支援することで、経営の効率性を担保できる体制としております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるため、「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。
コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理担当役員が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育等も行います。内部監査室は、経営管理担当役員と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。
また、法令遵守の観点から、法令及び定款の違反行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けており、適正に運営しております。
加えて、就業規則等において、法令、社内規定等の誠実な履行を使用人に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でコンプライアンス意識を高めます。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。ただし、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制となっております。
イオングループ各社との賃貸借契約等の利益相反取引については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しており、当社の利益を損なわない方策を講じております。
また、当社子会社の経営については、自主性を尊重しつつ事業内容の報告を求め、重要案件に関しては事前に協議を行い、牽制機能が働く体制として定期的な財務経理部長の確認及び内部監査を実施するとともに以下の体制といたします。

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、「関係会社管理規定」に基づき、重要な事項について事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受けるものといたします。
- ロ. 子会社のリスク管理等については、リスク管理について定める関連規定に基づき、当社の経営管理担当役員がリスクの評価及び管理体制を統括し、適切にリスクマネジメントを行うものといたします。
- ハ. 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規定」に基づき当社取締役会で協議し、承認して情報共有を図るほか、グループ全体での会議を定期的に開催して業務プロセスの改善を図り、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行うことにより業務の一層の効率化を図ります。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査室が関連規定等に基づき内部監査を実施するとともに、社内通報制度を整備するものといたします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人員、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して決定いたします。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制、並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ. 監査役は、原則毎月1回開催する取締役会やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握しております。
ロ. 取締役及び使用人（子会社の者を含む。）は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

- ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の調査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においても速やかに処理するものいたします。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例監査役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。
- ロ. 監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等をしております。
- ハ. 監査役と代表取締役及び取締役は、定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換しております。
- ニ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものいたします。
- ⑫ 反社会勢力排除に向けた体制
- イ. 反社会勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに外部専門機関とも連携し組織として対応します。
- ロ. 取引先が反社会勢力と取引関係にあることが判明した場合、また取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は、直ちに取引・契約を解除します。
- ハ. 反社会的勢力からの要求についての対応部署は総務部とし、イオン(株)総務部と連携して、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 「リスク委員会」を4回開催し、また、社内教育としてコンプライアンスセミナーを実施し、当社の役員についても外部より講師を招き役員コンプライアンスセミナーも実施し、さらに、個人情報漏えい対策訓練を総務部主管で、経営管理担当役員が訓練責任者となって実施し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ⑤ 2016年5月にコーポレートガバナンス基本方針を制定し、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。
- ⑥ イオングループ各社との取引については、市場価格に基づき、交渉のうえ決定しております。全ての取引に関して、取締役会において決議・報告し、内容に応じて事前承認あるいは事後承認の過程を経て適正性を確認しております。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

具体的には、連結配当性向は30%以上、金額は前事業年度以上を目標としております。

<当期及び次期の配当について>

当社は会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。当期の期末配当金につきましては、54億39百万円の当期純損失のため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

2024年2月期の配当金につきましては、事業継続のための運転資金を確保すると同時に、収益力の回復に向けた財務基盤の安定化が最重要課題であると考え、現時点においては配当予想を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満は切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,254	流動負債	40,748
現金及び預金	6,115	支払手形	286
売掛金	277	電子記録債権	6,829
売上預け金	1,701	買掛金	9,685
商品	25,752	短期借入金	14,850
未収入金	1,109	関係会社短期借入金	5,000
その他	298	1年内返済予定の長期借入金	740
固定資産	4,995	リース債権	66
有形固定資産	823	未払費用	1,343
建物及び構築物	284	未払法人税等	381
機械装置	0	契約負債	9
器具備品	92	賞与引当金	214
土地	441	役員業績報酬引当金	5
建設仮勘定	5	資産除去債務	132
無形固定資産	501	その他	1,203
ソフトウェア	468	固定負債	2,653
その他	32	長期借入金	1,459
投資その他の資産	3,671	リース債務	31
投資有価証券	1	退職給付に係る負債	130
長期前払費用	118	資産除去債務	998
敷金及び保証金	3,547	その他	34
繰延税金資産	2	負債合計	43,402
その他	0	純 資 産 の 部	
資産合計	40,250	株主資本	△3,102
		資本	3,761
		資本剰余金	8,592
		利益剰余金	△15,452
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	△54
		退職給付に係る調整累計額	△54
		新株予約権	5
		純資産合計	△3,152
		負債純資産合計	40,250

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		65,695
売上原価		38,881
売上総利益		26,813
販売費及び一般管理費		31,618
営業損失		4,804
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
為替差益	2	
受取保険金	0	
受取補償金	14	
助成金収入	1	
その他	4	24
営業外費用		
支払利息	216	
持分法による投資損失	3	
その他	4	224
経常損失		5,004
特別利益		
固定資産売却益	194	
補助金収入	7	
雇用調整助成金	24	226
特別損失		
減損損失	369	
災害による損失	46	
店舗閉鎖損失	35	450
税金等調整前当期純損失		5,228
法人税、住民税及び事業税	231	
法人税等調整額	63	294
当期純損失		5,523
親会社株主に帰属する当期純損失		5,523

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年3月1日残高	3,756	8,587	△9,940	△4	2,399
会計方針の変更による 累積的影響額			11		11
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,756	8,587	△9,929	△4	2,410
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	4			9
親会社株主に帰属す る当期純損失			△5,523		△5,523
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	4	4	△5,523	-	△5,513
2023年2月28日残高	3,761	8,592	△15,452	△4	△3,102

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2022年3月1日残高	△133	△133	14	2,281
会計方針の変更による 累積的影響額				11
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△133	△133	14	2,292
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				9
親会社株主に帰属す る当期純損失				△5,523
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	78	78	△9	68
連結会計年度中 の変動額合計	78	78	△9	△5,444
2023年2月28日残高	△54	△54	5	△3,152

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,861	流 動 負 債	40,546
現 金 及 び 預 金	6,026	支 払 手 形	286
売 掛 金	241	電 子 記 録 債	6,829
売 上 預 け 金	1,642	買 掛 金	9,524
商 品	25,432	関 係 会 社 短 期 借 入 金	14,850
貯 蔵 品	32	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,000
前 払 費 用	245	リ ー ス 債	740
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	150	未 払 金	66
未 収 入 金	1,082	未 払 法 費 用	645
そ の 他	7	未 払 法 人 税 等	1,341
固 定 資 産	5,068	未 払 消 費 税	379
有 形 固 定 資 産	785	未 契 約 負 債	384
建 物	250	預 備 引 当 金	6
構 築 物	0	設 備 支 払 手 形	130
機 械 装 置	0	賞 与 引 当 金	15
器 具 備 品	87	員 業 績 報 酬 引 当 金	209
土 地	441	資 産 除 去 債 務	3
建 設 仮 勘 定	5	固 定 負 債	2,523
無 形 固 定 資 産	500	長 期 借 入 金	1,459
商 標 権	0	長 期 預 り 保 証 金	12
ソ フ ト ウ エ ア	467	リ ー ス 債	31
そ の 他	32	退 職 給 付 引 当 金	13
投 資 そ の 他 の 資 産	3,782	資 産 除 去 債 務	985
関 係 会 社 株 式	205	そ の 他	22
長 期 前 払 費 用	118	負 債 合 計	43,070
敷 金 及 び 保 証 金	3,458	純 資 産 の 部	
そ の 他	0	株 主 資 本	△3,145
資 産 合 計	39,929	資 本 金	3,761
		資 本 剰 余 金	8,592
		資 本 準 備 金	3,592
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5,000
		利 益 剰 余 金	△15,495
		利 益 準 備 金	191
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△15,687
		別 途 積 立 金	5,019
		自 己 株 式	△20,706
		新 株 予 約 権	△4
		純 資 産 合 計	5
		負 債 純 資 産 合 計	△3,140
			39,929

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,679
売上原価	38,315
売上総利益	26,364
販売費及び一般管理費	31,154
営業損失	4,790
営業外収益	
受取利息及び配当金	3
為替差益	2
受取保険金	0
受取補償金	14
その他の	4
営業外費用	
支払利息	216
その他	4
経常損失	4,985
特別利益	
固定資産売却益	194
補助金収入	6
雇用調整助成金	24
特別損失	
減損損失	369
災害による損失	46
店舗閉鎖損失	35
税引前当期純損失	5,210
法人税、住民税及び事業税	229
当期純損失	5,439

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年3月1日残高	3,756	3,587	5,000	8,587	191	5,019	△15,266	△10,056
会計方針の変更による累積的影響額							0	0
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,756	3,587	5,000	8,587	191	5,019	△15,266	△10,055
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	4		4				
当期純損失							△5,439	△5,439
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	4	4	—	4	—	—	△5,439	△5,439
2023年2月28日残高	3,761	3,592	5,000	8,592	191	5,019	△20,706	△15,495

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2022年3月1日残高	△4	2,284	14	2,298
会計方針の変更による累積的影響額		0		0
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4	2,284	14	2,299
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		9		9
当期純損失		△5,439		△5,439
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△9	△9
事業年度中の変動額合計	—	△5,430	△9	△5,439
2023年2月28日残高	△4	△3,145	5	△3,140

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 出 啓 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋 田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーフットの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーフット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 出 啓 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 嶋 田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーフットの2022年3月1日から2023年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社・関連会社については、子会社担当の取締役や子会社・関連会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けるほか、子会社・関連会社の本社、店舗等を訪問して事業の実際を調査し、意見交換をいたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社・関連会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査室の月次報告書等により定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月14日

株式会社ジーフット 監査役会

常勤監査役	笠島和滋 ㊟
(社外監査役)	
社外監査役	下山宏 ㊟
社外監査役	越山滋雄 ㊟
監査役	馬場俊彰 ㊟

以上

